



～「家族信託」の活用メリット～

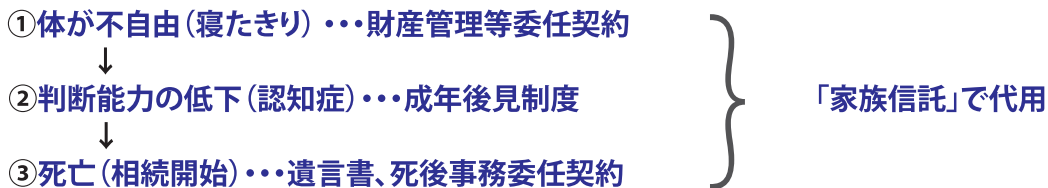
税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



信託とは財産管理の仕組みで、委託者(財産の所有者)が、受託者(財産管理を行う人)に財産を預け(信託し)、受託者が、その財産の管理運用を行い、その財産から生じた利益を受益者に配当するという仕組みです。個人間での営利を目的としない信託(民事信託)のうち、「家族の家族による家族のための信託」を「家族信託」といいます。賃貸マンションなど収益不動産を家族に信託することで、老後の財産管理や円滑な承継をすることができます。信託する財産は、不動産に限らず、現預金、有価証券など特段の制限はなく、また財産の多寡にかかわらず誰でも利用できる財産管理・承継の方法です。

1. 生前から死亡後まで、自由で柔軟な財産管理・承継の設定ができる

信託では、自分の生前から死亡時、そして死亡後までも自分の財産の管理・承継について決めておくことができます。財産管理等委任契約、成年後見制度、遺言書などそれぞれの方法もありますが、これらの手続きをまとめてするのは煩雑であり、成年後見制度にも遺言書にも限界があります。家族信託であればこれらの機能を元気づちに(生前に、認知症になる前に)、一つの信託契約で実現することができます。



2. 遺言書ではできないことができる

遺言書は、自分の死後にしかその効果は生じませんが、信託では信託契約と同時に効力が生じさせることができます。また遺言書では自分の死後の次の相続(2次相続)について、財産を承継する者を指定することはできません。信託では自分の死亡後でも受益者が死亡したときのために次の受益者を指定し財産の承継先を決めておくことができます(受益者連続型信託)。

<遺言書の限界>

- ・遺言者の生前には効力がない。
- ・相続人全員の合意により遺言の内容と異なる遺産分割が可能であり、その場合は遺言の内容が実現しない。
- ・2次相続の財産取得者を指定することができない。

3. 柔軟な財産管理が実現できる

成年後見制度(法定後見・任意後見)では、後見人は定期的に家庭裁判所へ状況を報告する義務があります。財産を積極的に運用をしたり効率的な財産管理をしようとしても家庭裁判所が許可しない場合も多く、有効な相続対策ができないことがあります。家族信託であれば、財産の保存をするだけでなく、積極的な資産運用や組換え(不動産売却、リフォーム、アパート建築等)も信託目的に沿う限り可能であり、有効な相続対策もとれるようになります。

<成年後見制度の限界>

- ・判断能力が低下する前には効力がない。
- ・後見人は死亡後の管理・承継までは行えない。
- ・成年後見制度は財産保存が目的であり、積極的な財産の運用管理は家庭裁判所が許可しない。

4. 家族信託では代用できないこと

信託は財産管理の仕組みなので、成年後見制度のように身上監護機能が具備されておらず、入院や施設入所などの契約は成年後見人でないことができません。また、未成年後見人の指定や子の認知などの身分行為は遺言でしかできません。これらについては家族信託では代用できないので成年後見や遺言書などを併用することが必要となります。